

第32回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年5月25日(火)

18時00分～19時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 高齢者施設の感染状況
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 6 項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について
- 18 説明資料 14 埼玉県におけるまん延防止等重点措置延長に伴う感染拡大防止への協力要請（案）
- 19 説明資料 15 まん延防止等重点措置の延長に伴う教育関係の対応
- 20 説明資料 16 病床確保計画の見直し
- 21 説明資料 17 宿泊療養施設確保計画の見直し
- 22 説明資料 18 埼玉県新型感染症専門家会議 経済委員会

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長（WEB 参加）
伊藤 光男	埼玉県中小企業団体中央会会長（WEB 参加）
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
高田 直芳	教育長（WEB 参加）
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

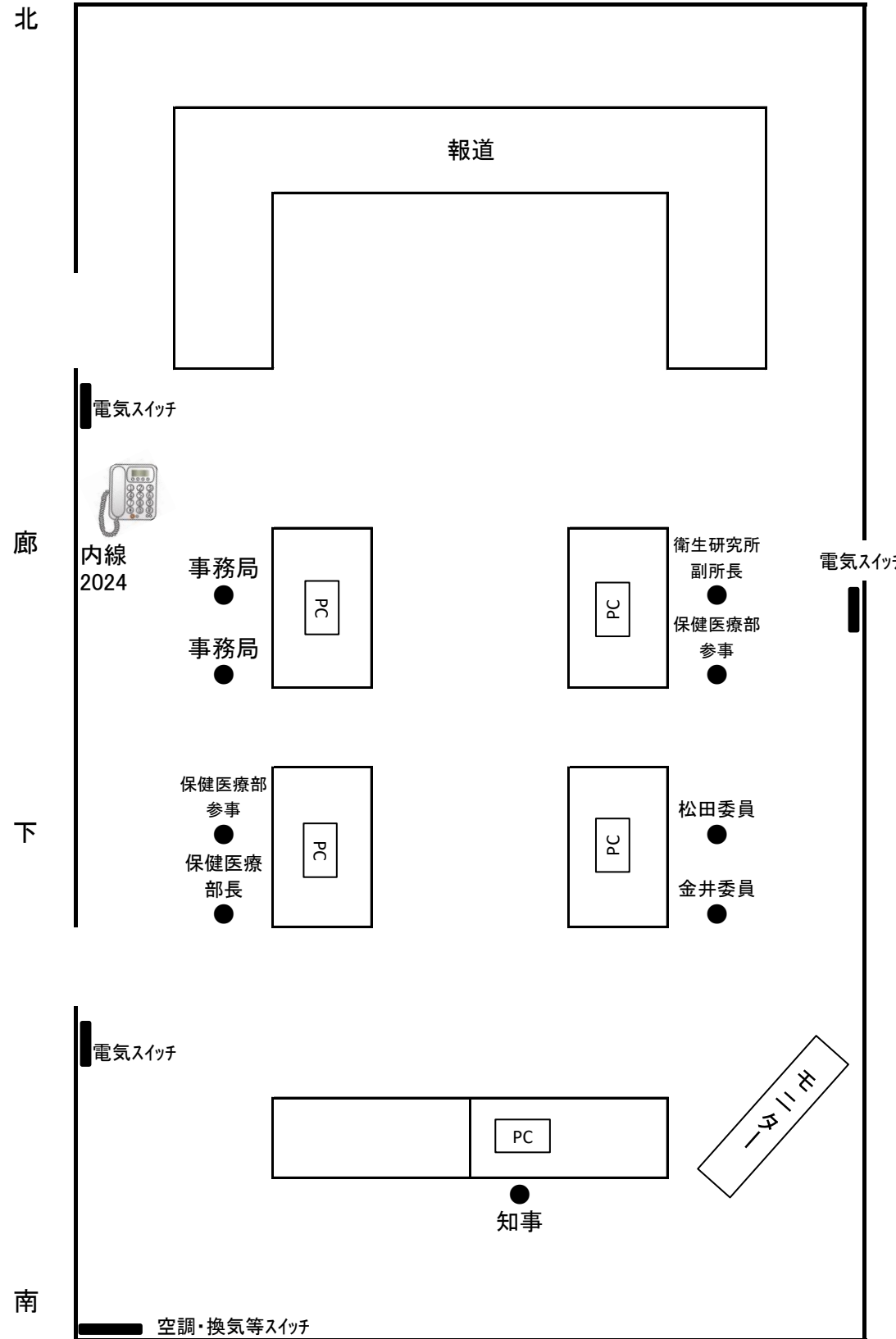
埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

ウ 病床・宿泊療養施設確保計画の見直しについて

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

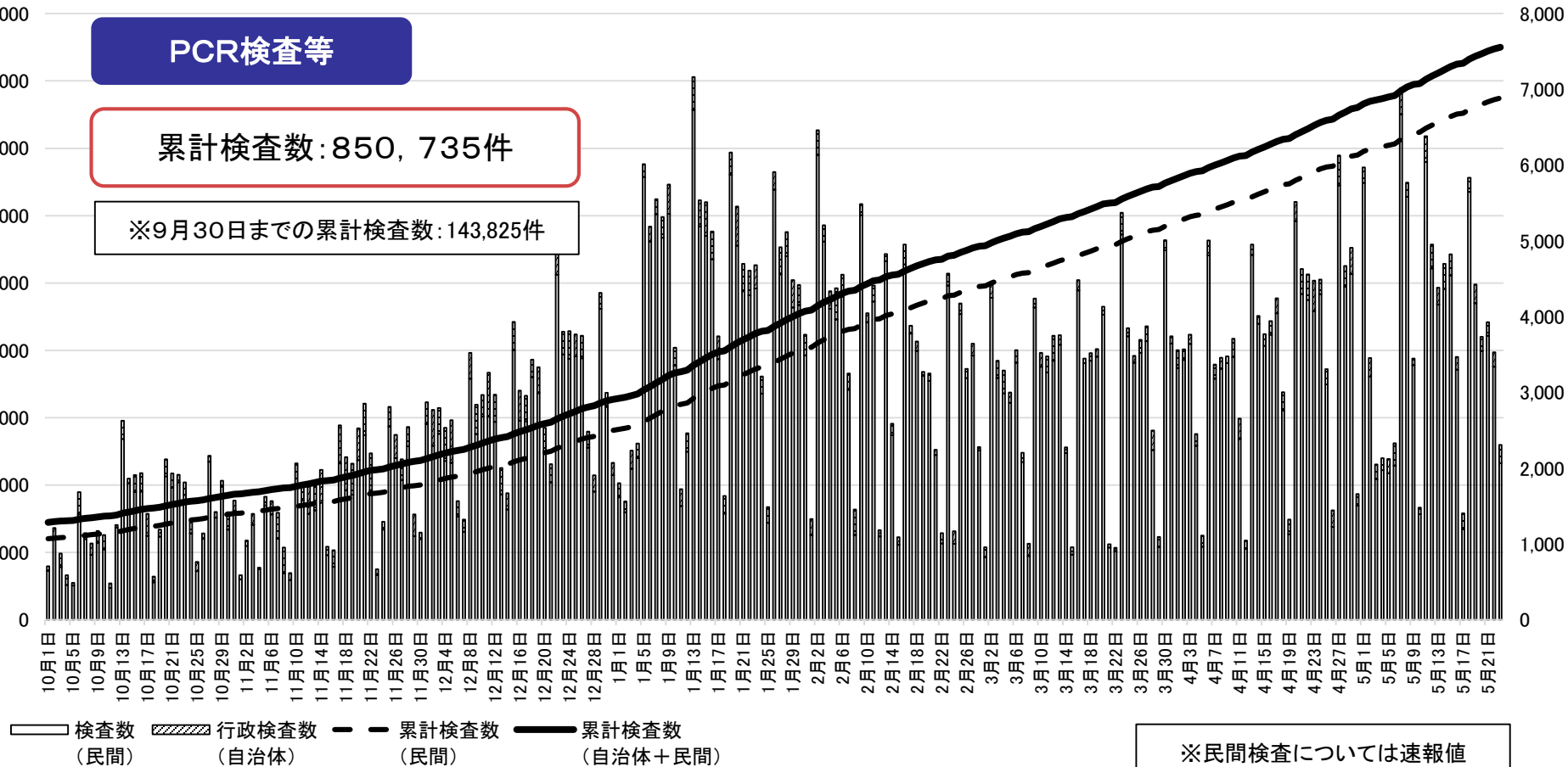
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
伊藤 光男	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

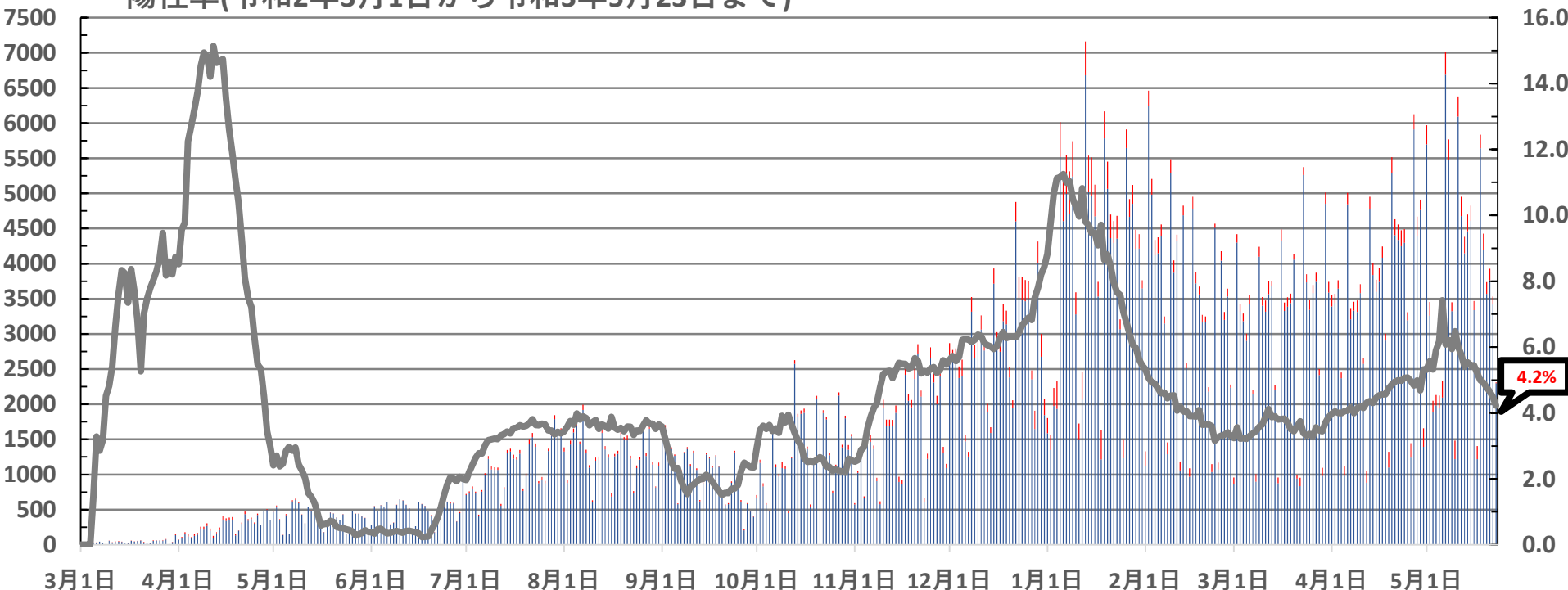


陽性率の推移

資料 2

陽性率(令和2年3月1日から令和3年5月23日まで)

■ 陰性 ■ 陽性 — 移動平均



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

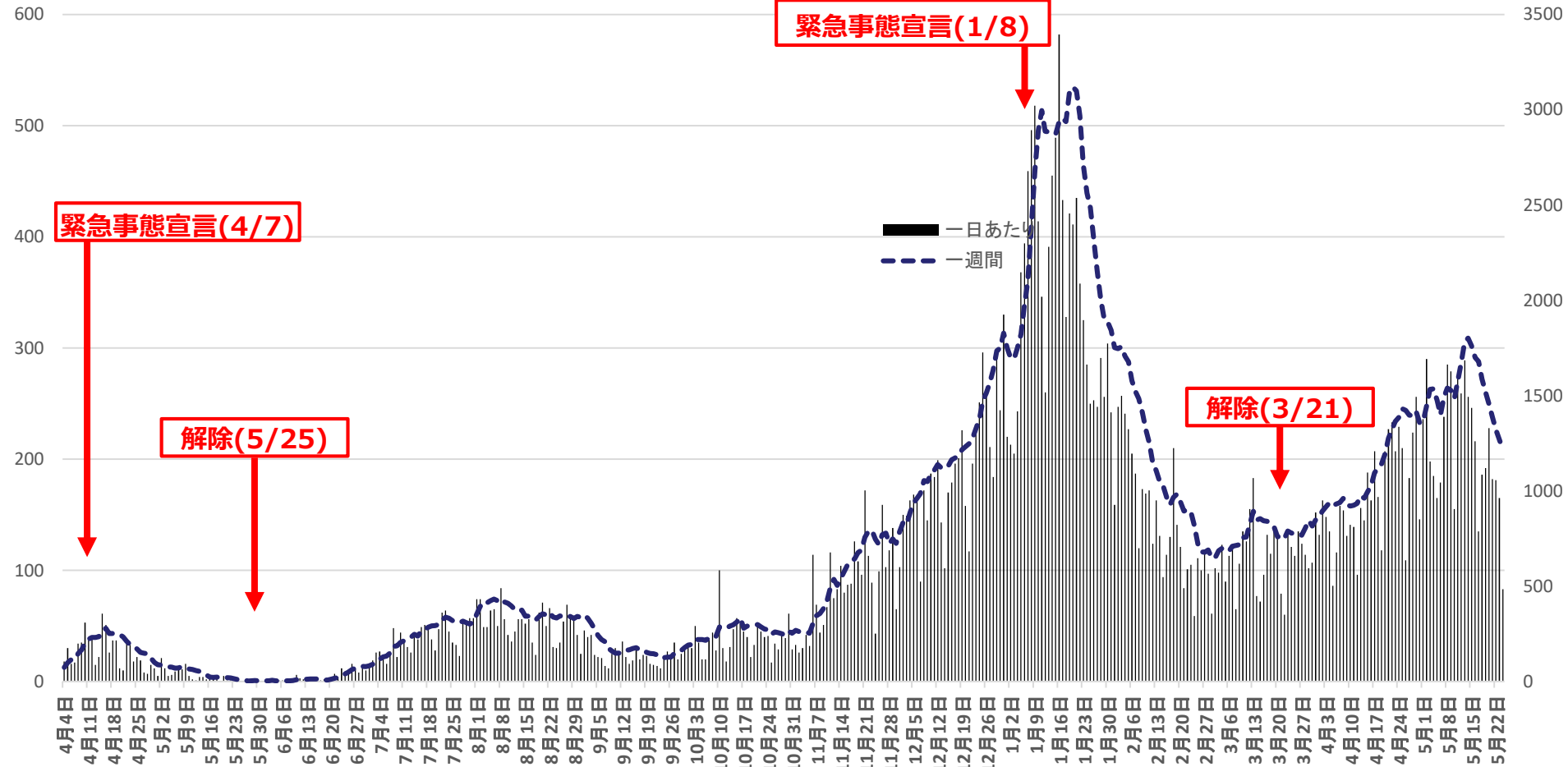
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)

資料 3



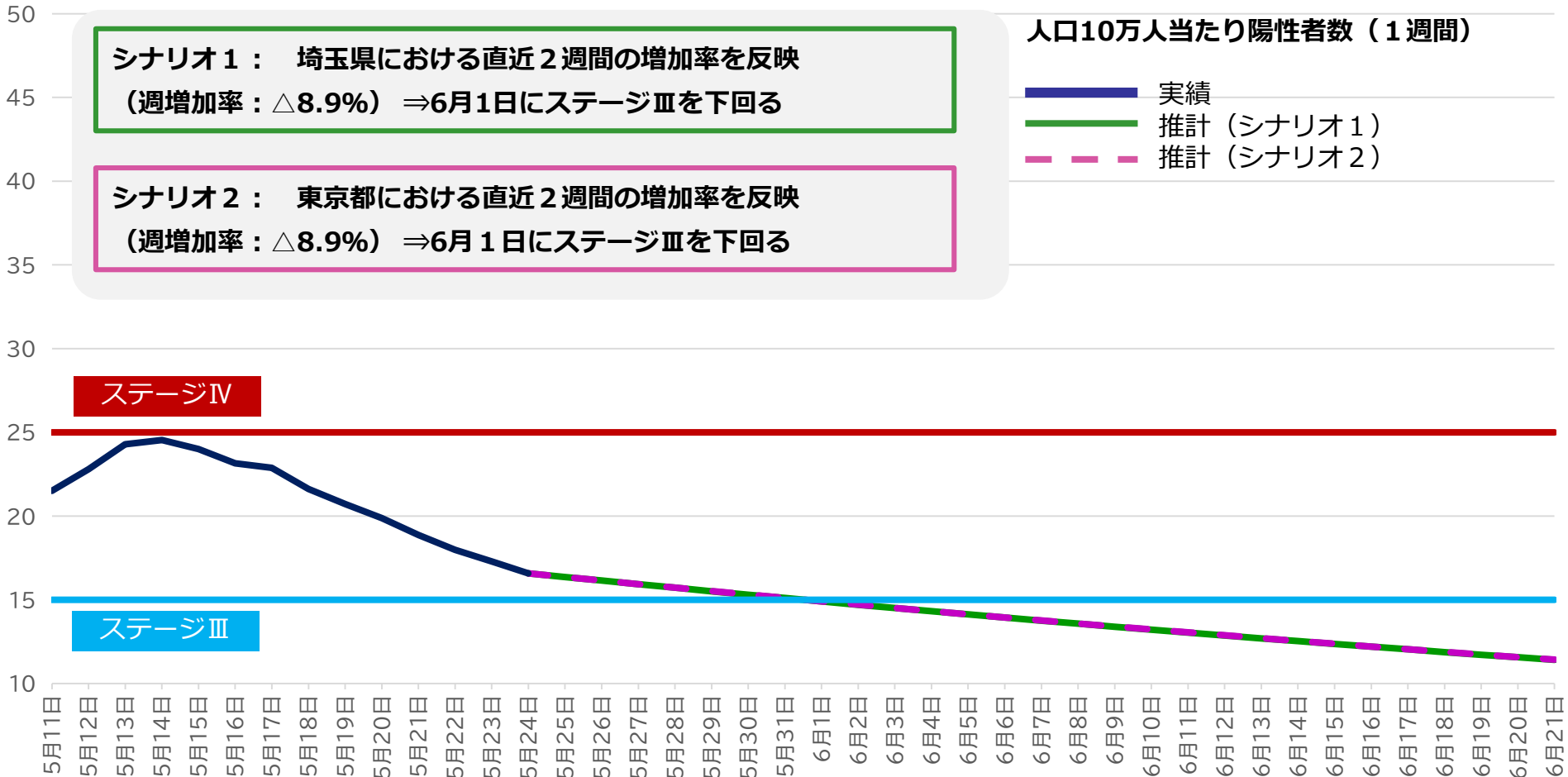
今後の新規陽性者推計について(5月24日時点)

人口10万人当たり陽性者数(1週間)

実績
推計(シナリオ1)
推計(シナリオ2)

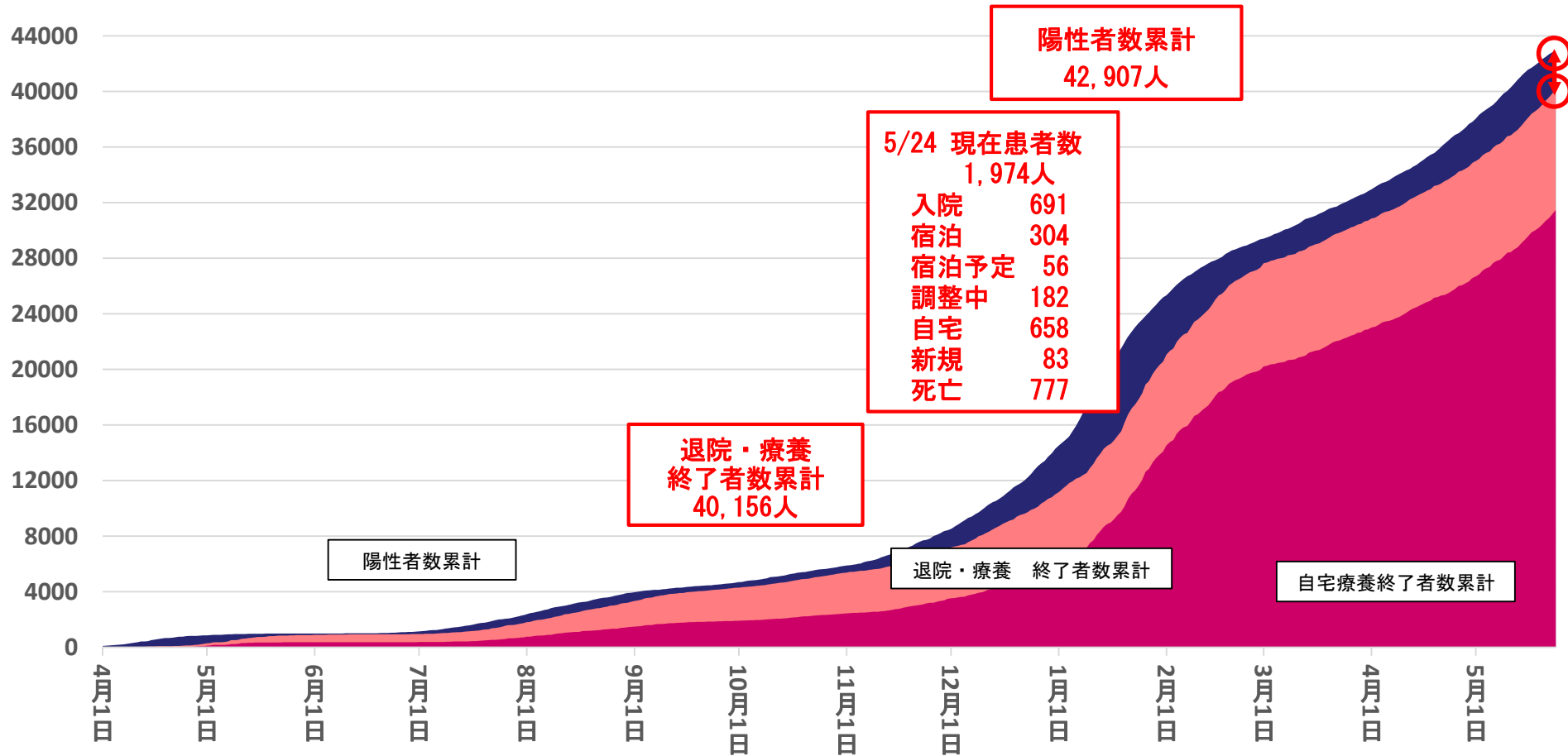
シナリオ1: 埼玉県における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: $\Delta 8.9\%$) \Rightarrow 6月1日にステージⅢを下回る

シナリオ2: 東京都における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: $\Delta 8.9\%$) \Rightarrow 6月1日にステージⅢを下回る



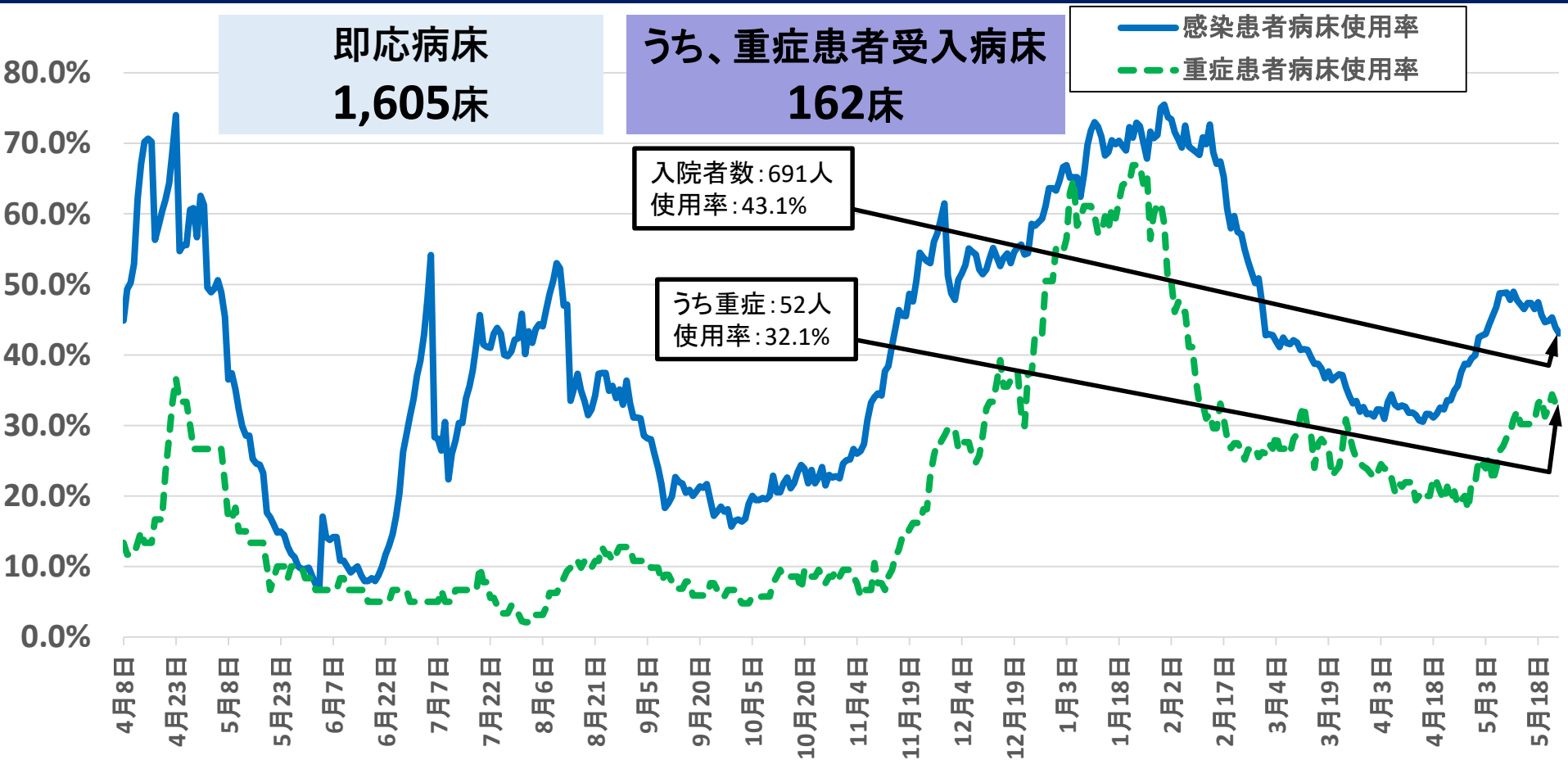
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-2



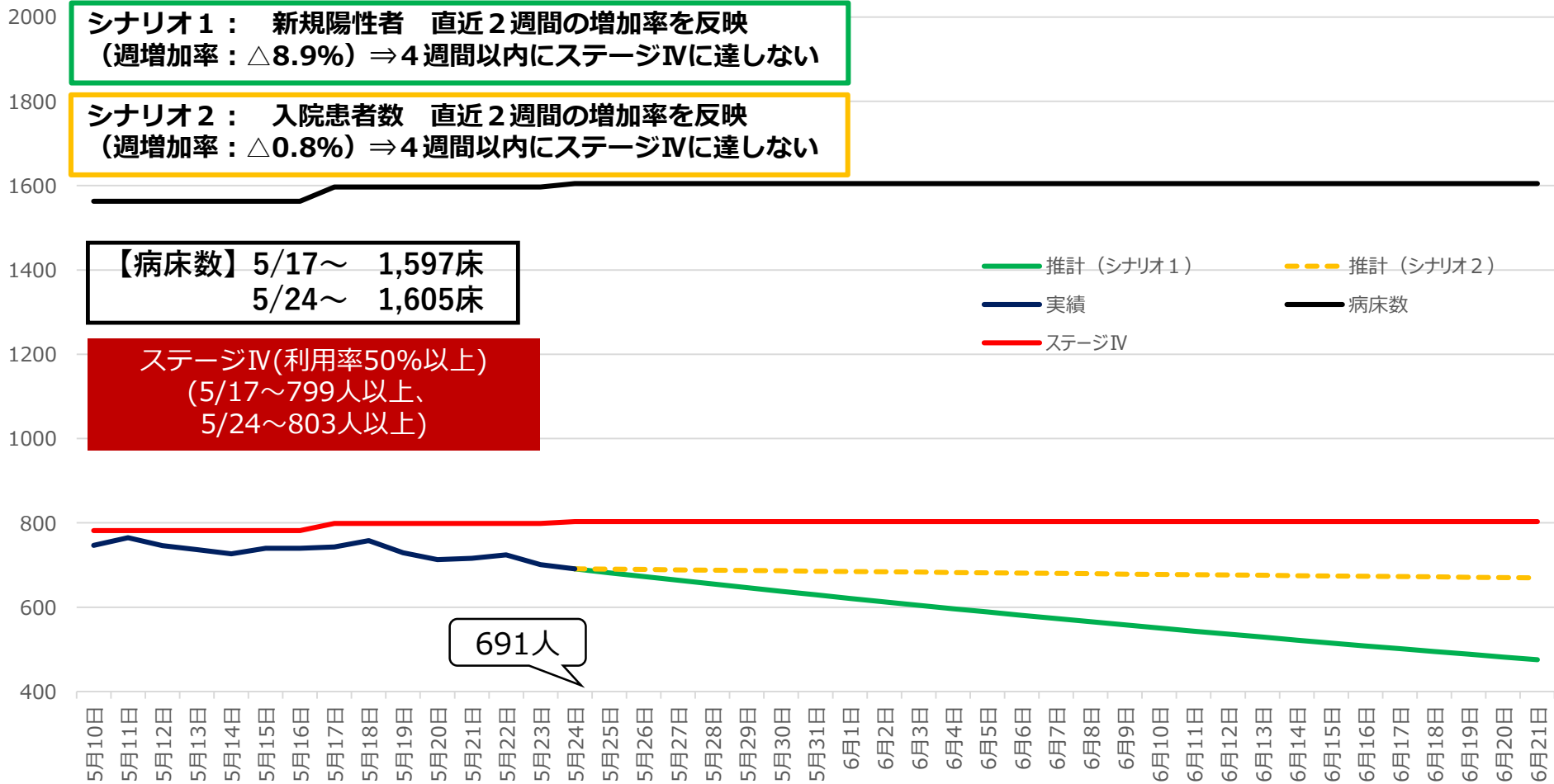
病床使用率の推移

資料 4



今後の入院者数推計について(5月24日時点)

資料4-1

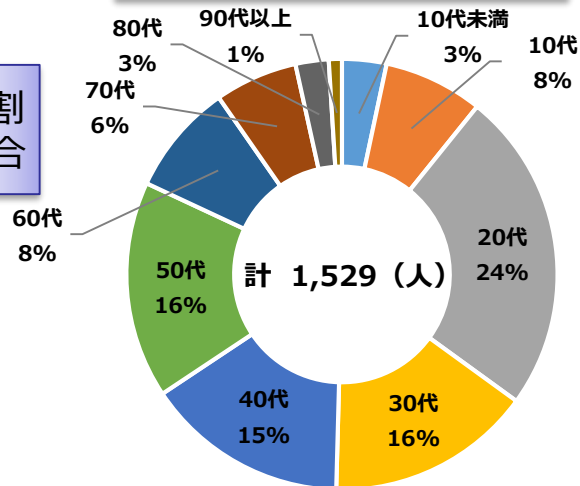


3週間の発生動向について(年齢別)

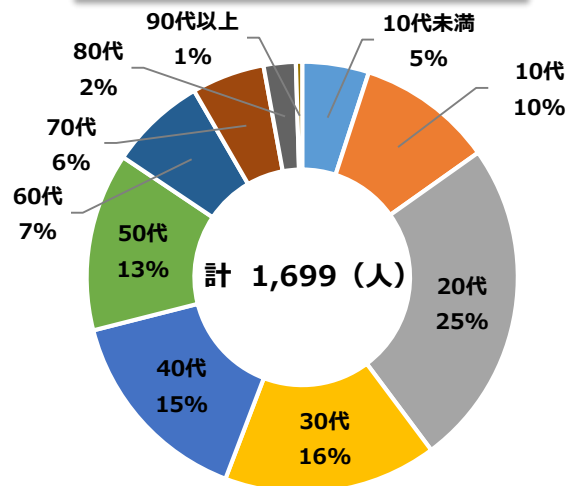
資料5

①5月3日～5月9日

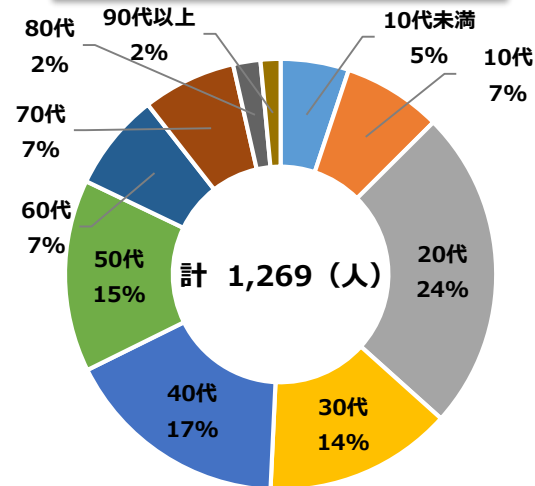
割合



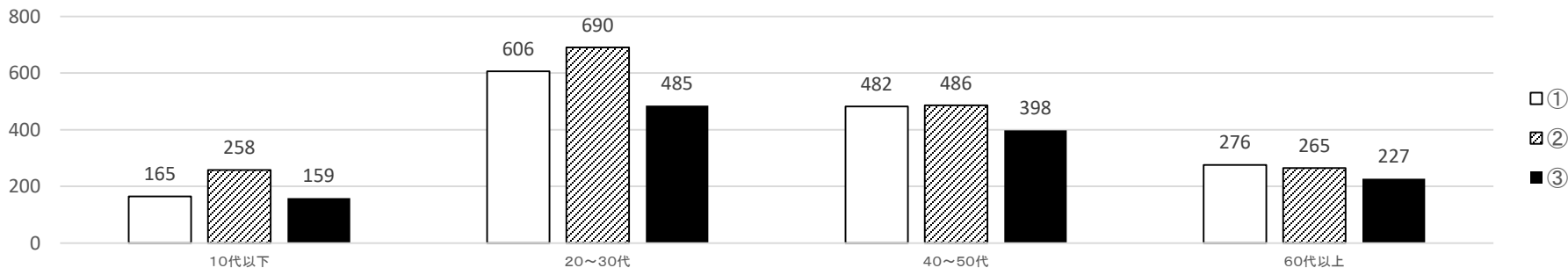
②5月10日～5月16日



③5月17日～5月23日

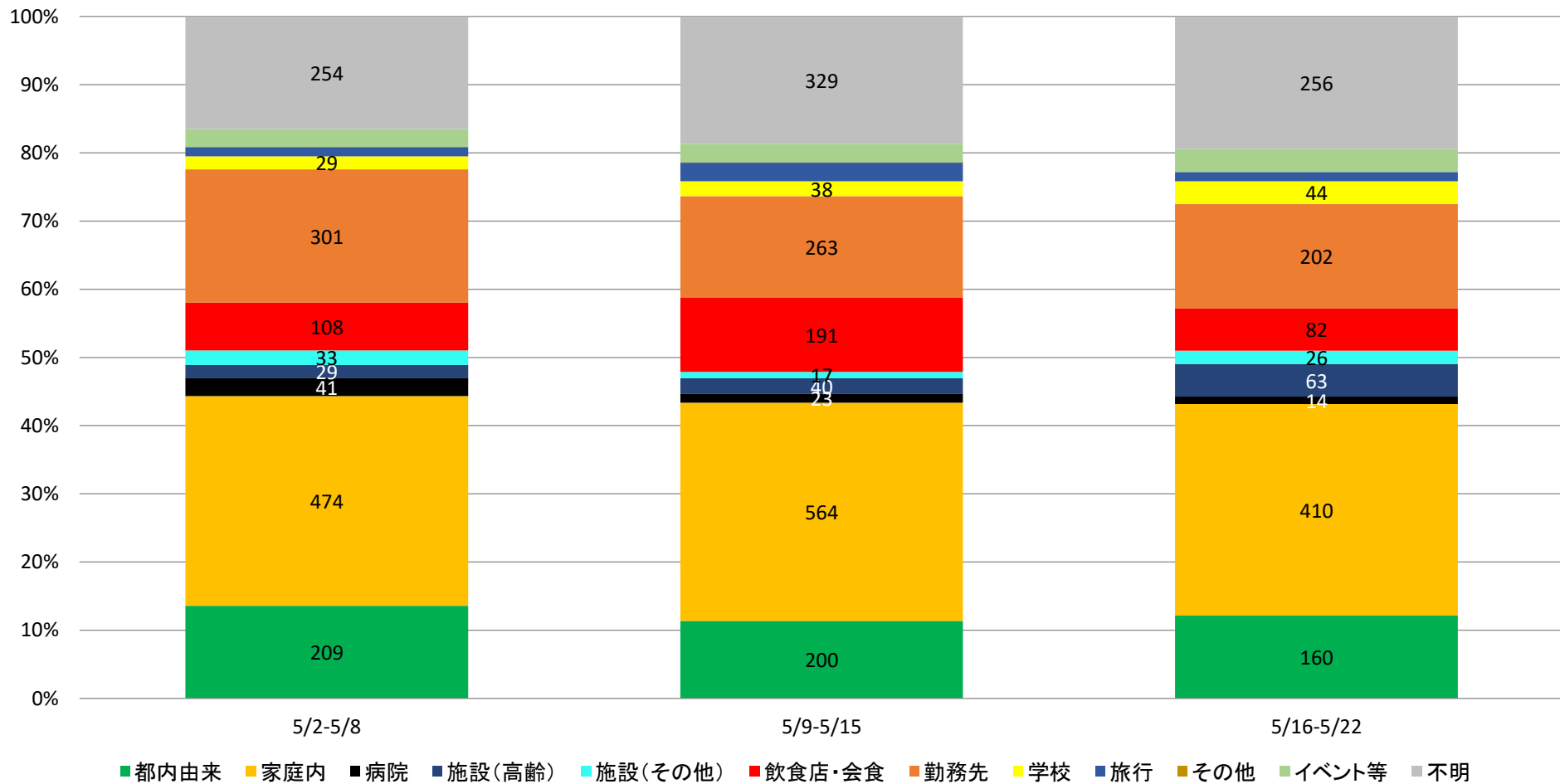


実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

資料6



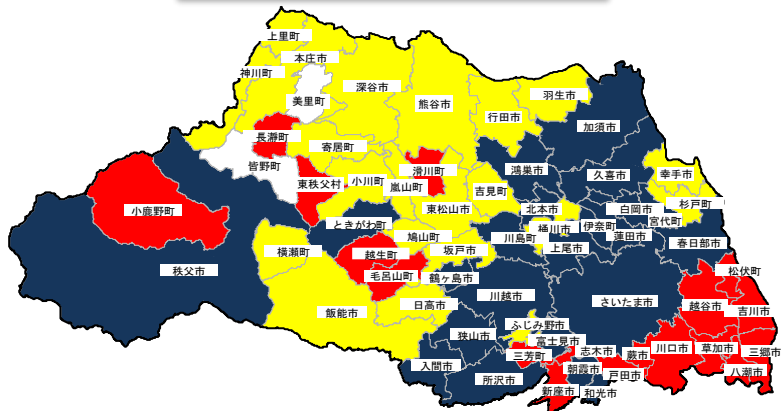
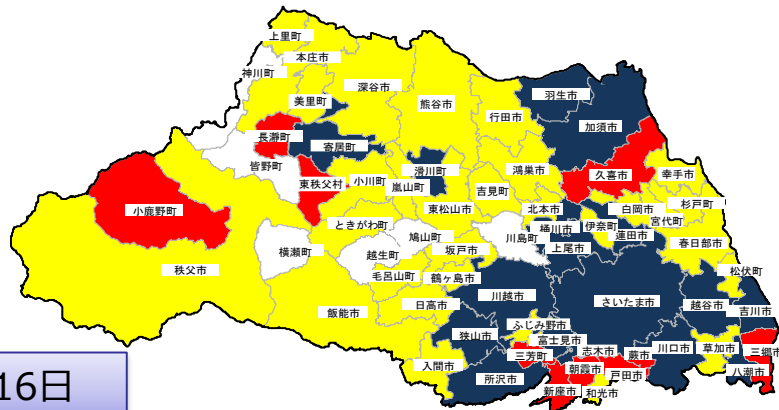
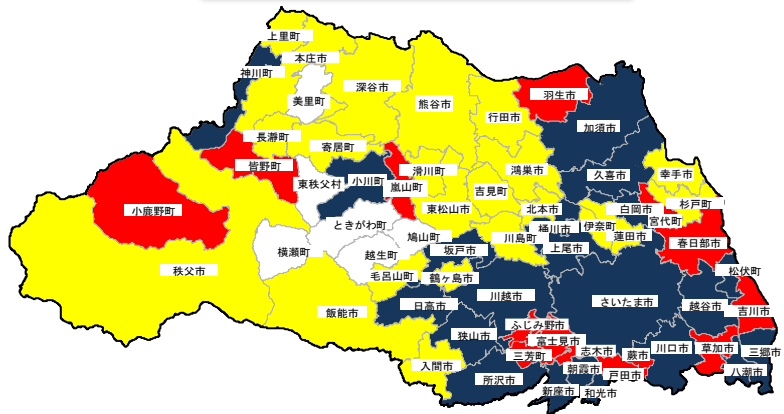
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

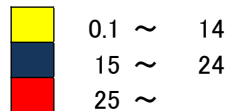
5月3日～5月9日

5月17日～5月23日

5月10日～5月16日



(人口10万人あたりの人数)



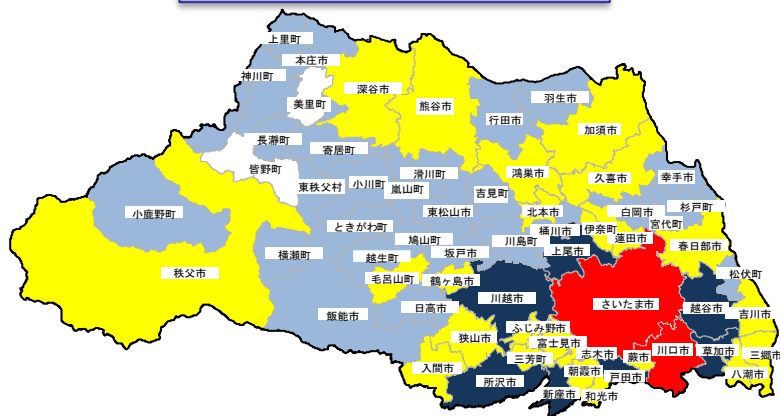
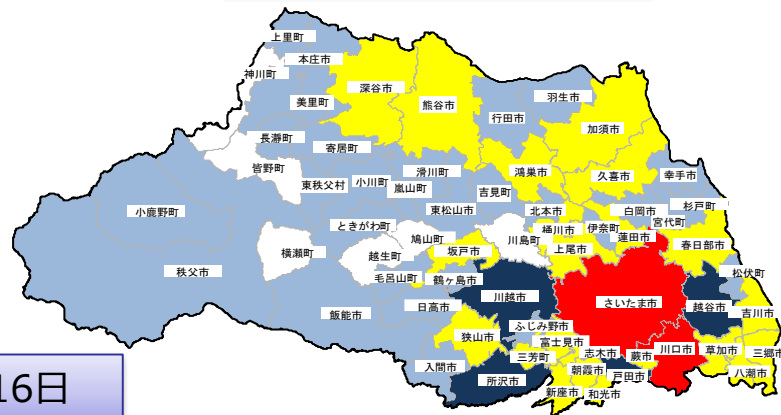
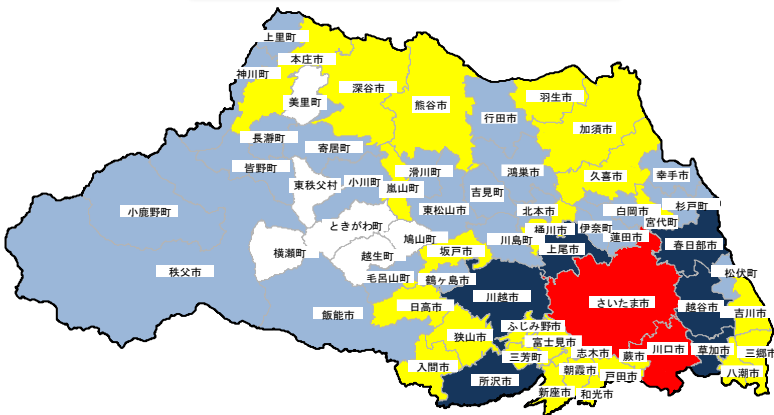
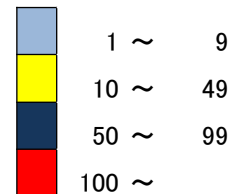
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

5月3日～5月9日

5月17日～5月23日

5月10日～5月16日

(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	5月10日	5月17日	5月24日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	47.8% (747/1,563)	46.5% (743/1,597)	43.1% (691/1,605)
入院率	40%以下 (25%以下)	29.9% (747/2,499)	29.3% (740/2,536)	35.0% (691/1974)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	28.9% (46/159)	30.6% (49/160)	32.1% (52/162)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	34.0人 (2,499人)	34.6人 (2,536人)	26.9人 (1,974人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	6.5%	5.2%	4.2% ※5月23日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	20.2人 (1,486人)	22.9人 (1,679人)	16.6人 (人)
感染経路不明割合	50%	46.9%	45.3%	47.0%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	0.978	1.091	0.795

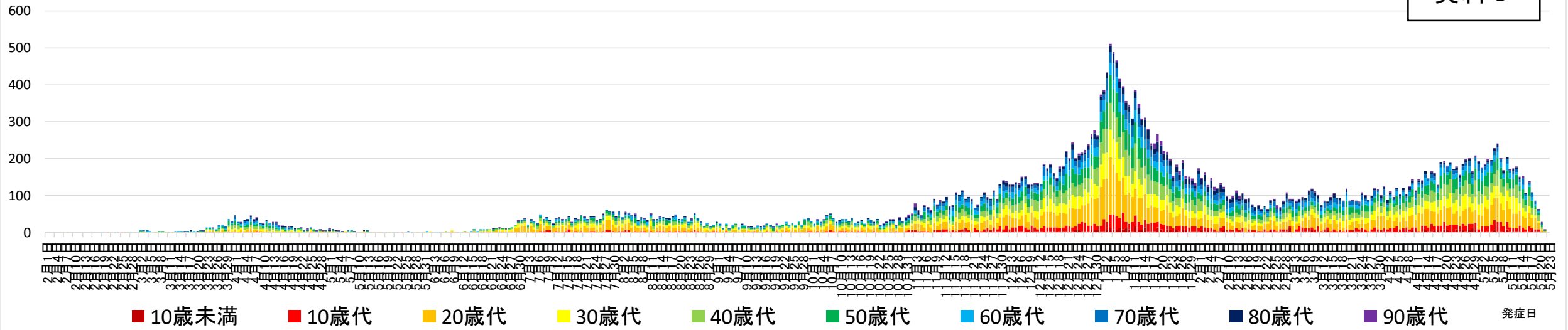
ステージ指標1都3県比較（0524時点）

資料8-1

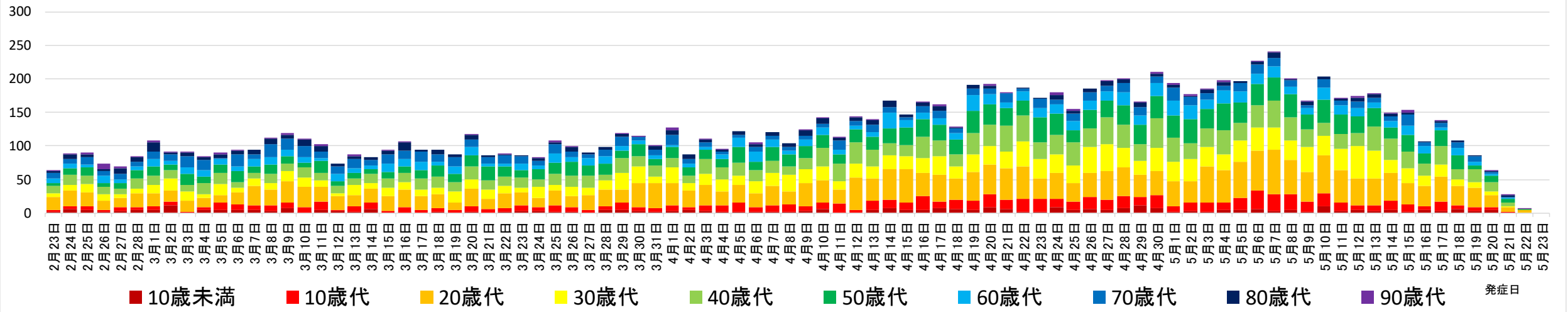
	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	43.1%	32.1%	35.0%	26.9人	4.2%	16.6人	0.73	47.0%
東京都	40.7%	※1 (18.2%)	41.3%	39.6人	5.5%	32.1人	0.81	61.4%
神奈川県	32.5%	34.7%	26.1%	24.1人	7.1%	20.7人	0.91	54.0%
千葉県	31.4%	26.6%	34.7%	19.7人	5.2%	13.4人	0.77	56.7%

※各自治体HP等による ※1東京都の定義による重症者数を計上

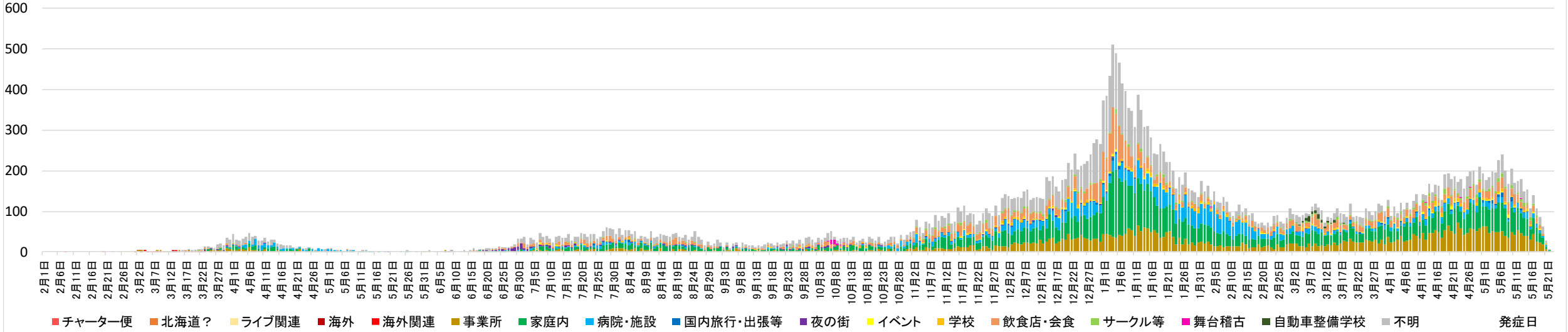
年齢別発症者数



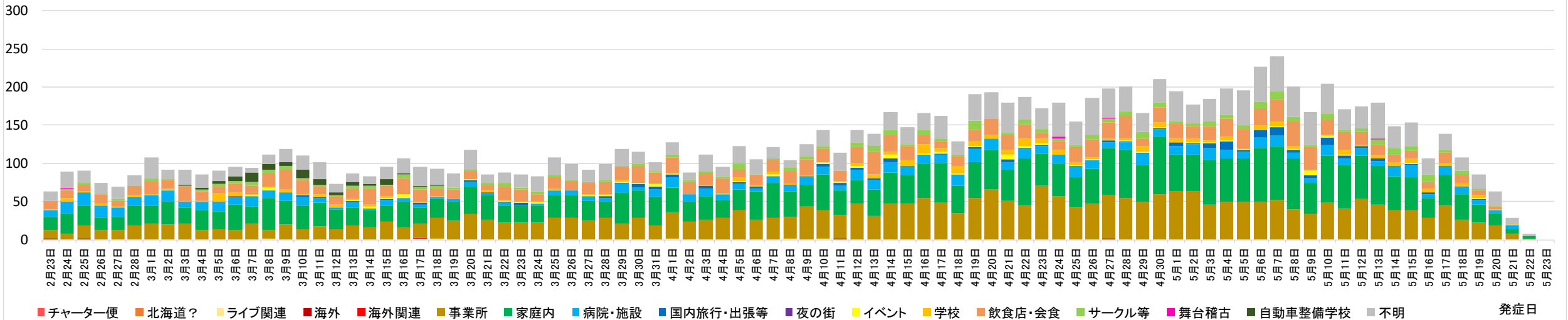
年齢別発症者数
2021年2月23日～2021年5月23日



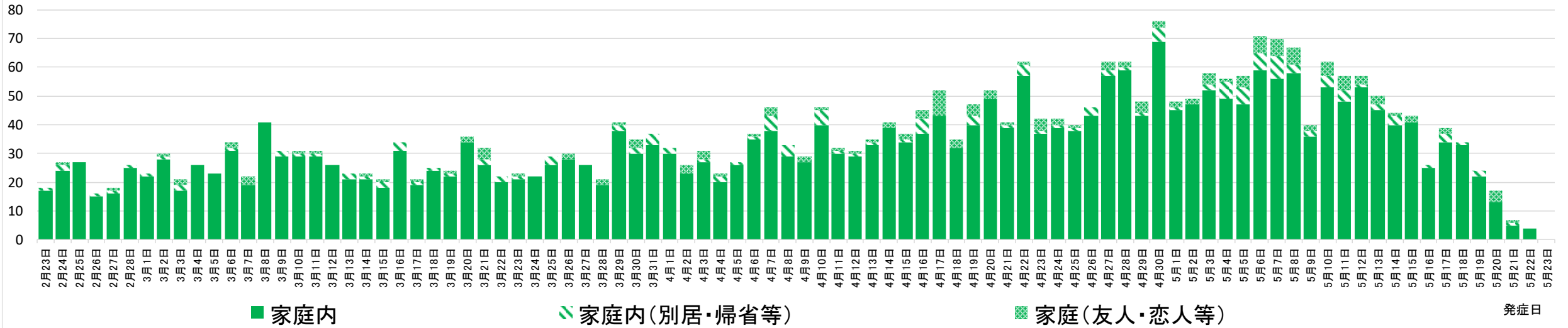
感染原因別発症者数



感染原因別発症者数 2021年2月23日～2021年5月23日



感染原因別発症者数(家庭内)
2021年2月23日～2021年5月23日



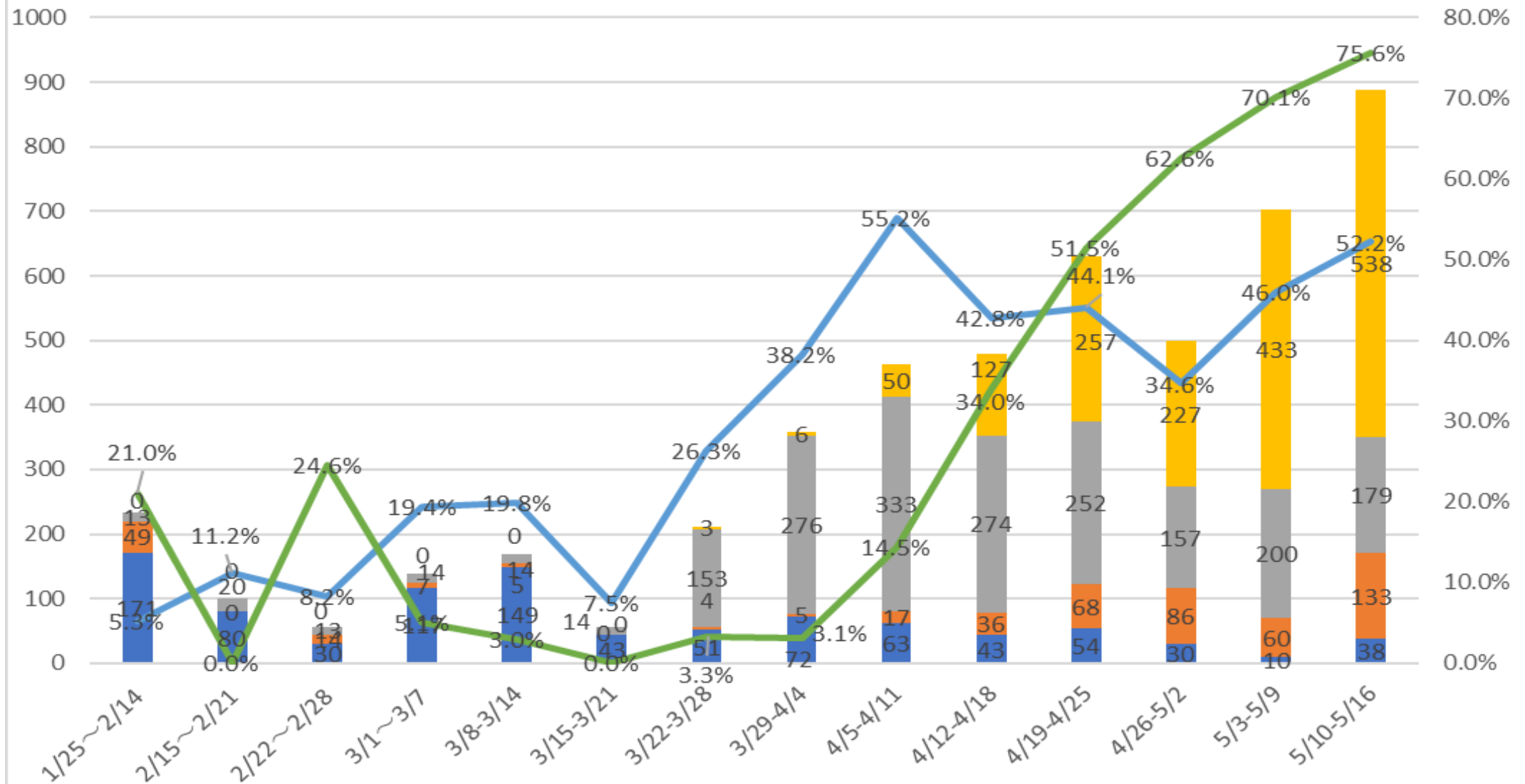
埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

資料10

	新規感染者数 (a)	検査実施数 (b)			検査実施率 (c) b/a	変異株PCR陽性者数 (d)	陽性率 (e) d/b
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
4/12-4/18	1,121	480	79	401	42.8%	163	34.0%
4/19-4/25	1,432	631	122	509	44.1%	325	51.5%
4/26-5/2	1,444	500	116	384	34.6%	313	62.6%
5/3-5/9	1,529	703	70	633	46.0%	493	70.1%
5/10-5/16	1,700	888	171	717	52.2%	671	75.6%
全検査期間 (R3.1/25~5/16)	18,130	4,988	1,435	3,553	27.5%	2,125	42.6%

埼玉県内のN501Y変異株PCR検査実施状況の推移

■ 行政検査陰性
 ■ 行政検査陽性
 ■ 民間検査陰性
 ■ 民間検査陽性
 — 検査実施率
 — 陽性率



埼玉県内のゲノム解析結果

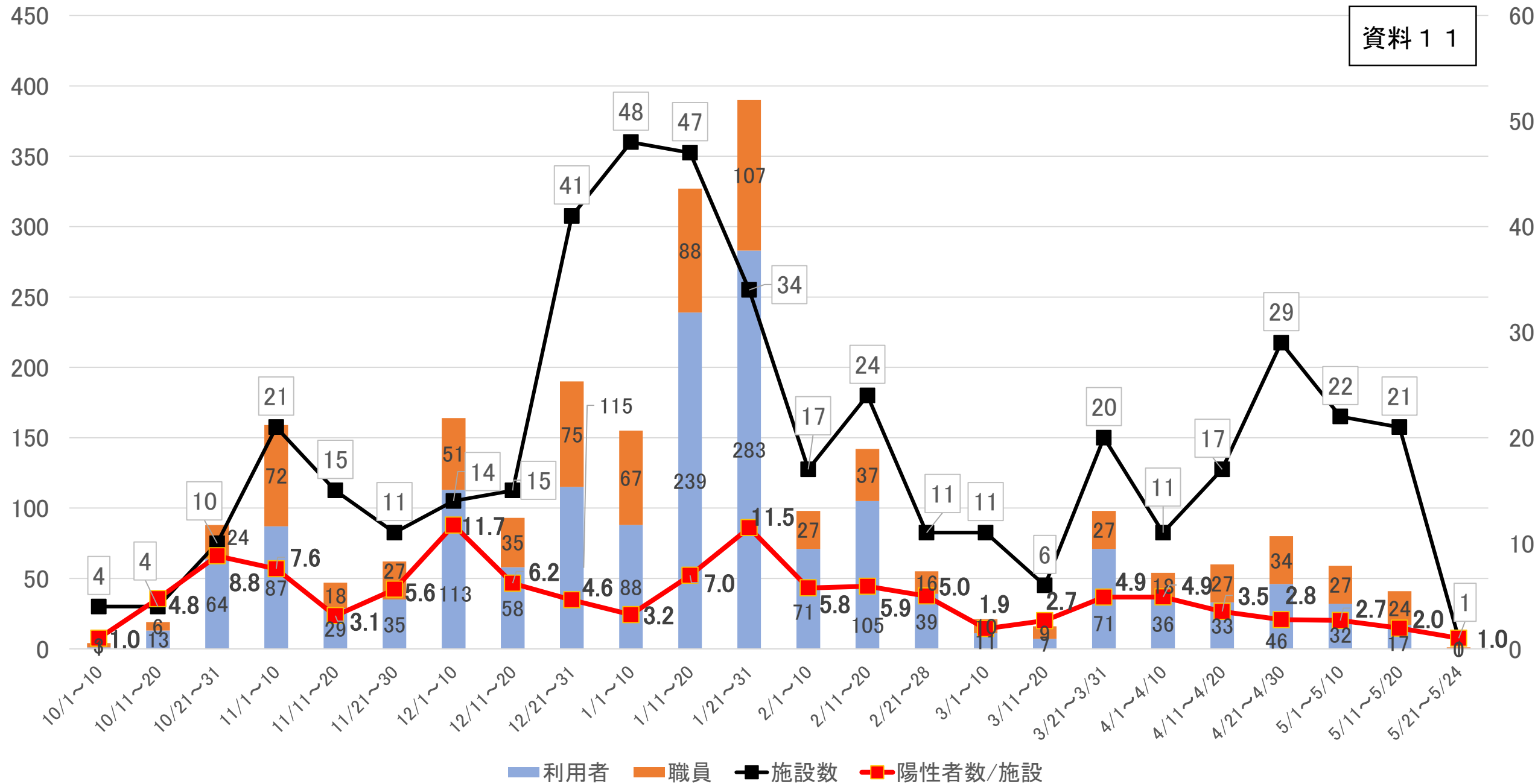
(令和2年3月16日～令和3年5月21日)

検査件数	検査件数 (件)	解析可能件数 (件)	N501Y変異株		L452R 変異株 (インド株) (件)	E484K (件)
			英国株 (件)	南アフリ カ・ブラ ジル株 (件)		
国立感染症研究所	1, 123	978	90	15	1	26
県衛生研究所	279	257	104	1	0	106
計	1, 402	1, 235	194 (15.7%)	16 (1.3%)	1 (0.0%)	132 (10.7%)

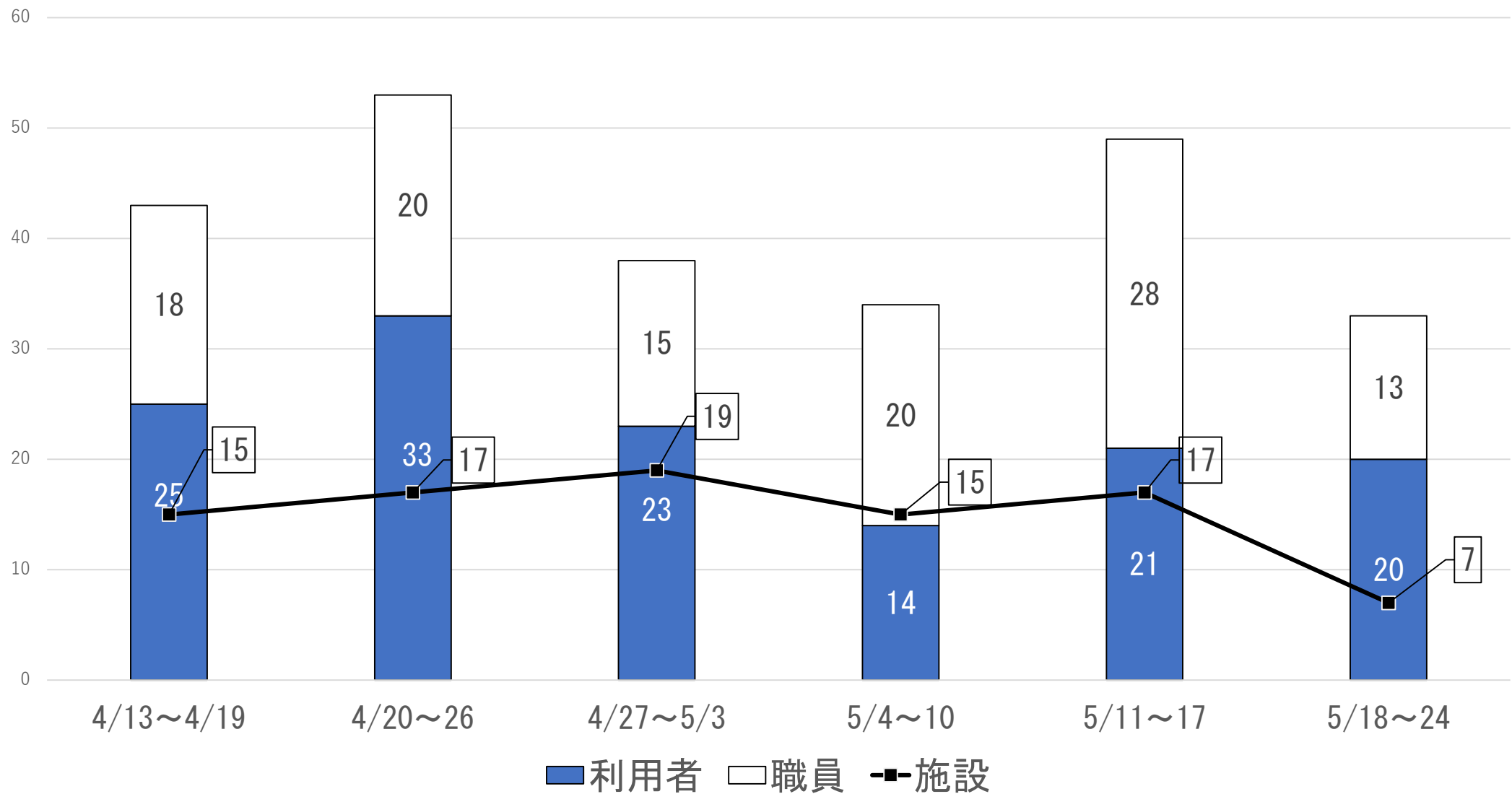
高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年5月24日現在

資料 1 1

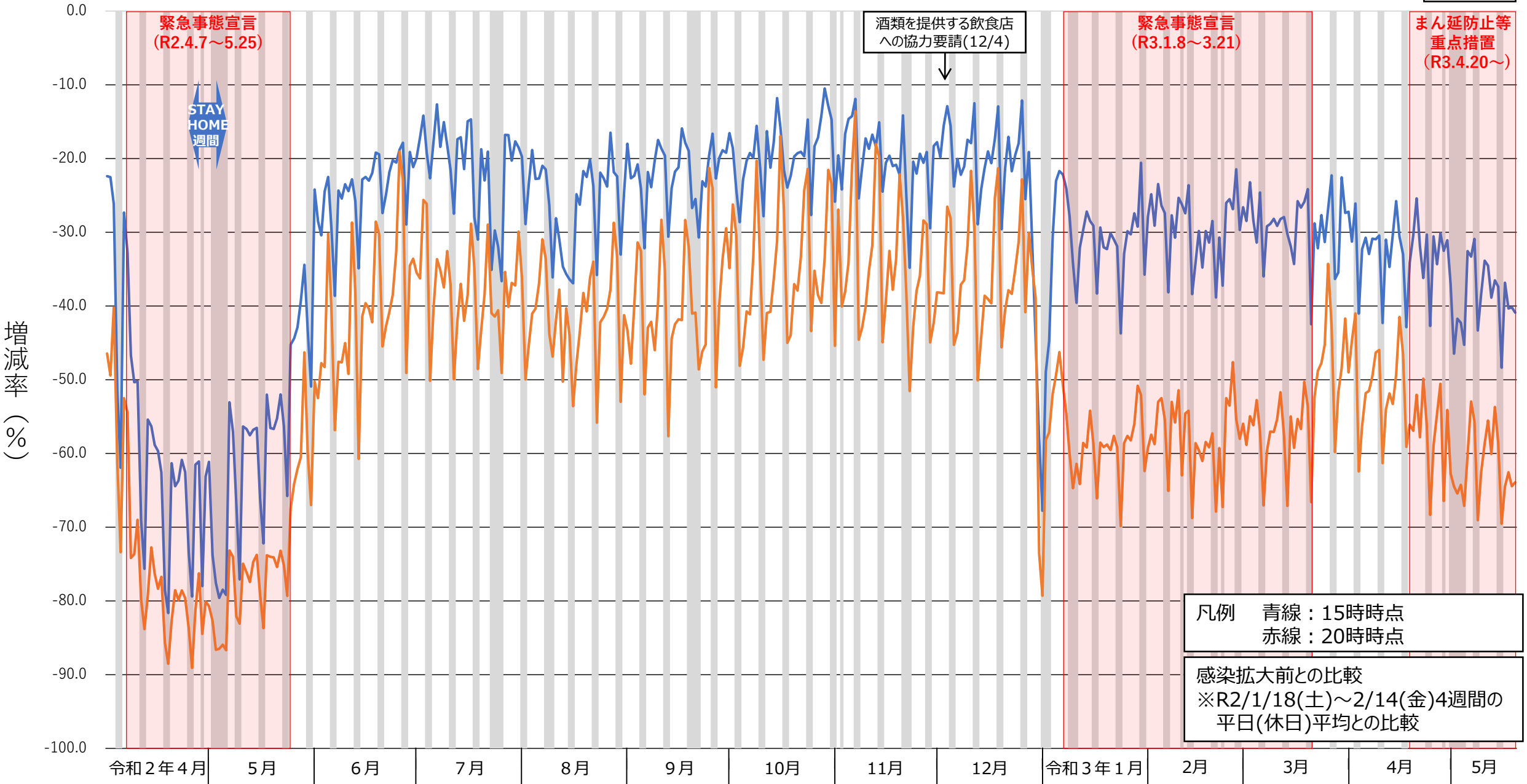


高齢者施設における感染発生施設数・陽性者数(直近6週間)



大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）

資料1.2



※データ出典：KDDI Location Analyzer (KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報 (性別・年齢層) を使用しています。)

案

令和3年5月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和3年5月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が4月20日から5月31日までと変更された。

県では、この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店や大規模商業施設に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設等に対するPCR検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など総合的な感染拡大防止対策を実施してきた。

現在、全国的な変異株の感染拡大がみられる中、本県の新規陽性者数は高止まりの状況にある。加えて、従来株や英国株と比較して、より感染力が強いと言われているインド株が本県で確認されるなど、一層の警戒が求められている。

よって、国と県がこれまで以上に連携しながら、より実効性のある人流抑制施策やクラスター対策など感染拡大防止対策を引き続き強力で推進していくことが必要である。

そこで、特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、3週間（又は1か月）程度を要望する。

また、事業者への財政支援については、地域の実情に応じた支援ができるようにするとともに、その裏付けとなる確実な財源措置を要望する。

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請について（案）

資料14

令和3年5月 日

本県の現在の感染状況については緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、引き続き、感染拡大防止対策の徹底が必要な状況です。

そこで、政府対策本部の公示に基づき、埼玉県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を延長し、以下のとおり協力を要請します。

1 まん延防止等重点措置の対象区域

(1) 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という）

- ・さいたま市及び川口市（令和3年4月16日（金）に指定）
- ・川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町（令和3年4月24日（土）に指定）

(2) 措置区域以外

措置区域を除く、埼玉県全域




2 実施期間

措置区域及び措置区域以外共通

令和3年4月20日（火）から令和3年〇月〇〇日（〇）まで【基本的対処方針で変更された期間】

ただし、3及び4に掲げる要請内容等は、令和3年6月1日（火）からとする。

措置区域図（令和3年6月1日（火）～〇月〇〇日（〇））

	令和3年4月16日（金）指定
	令和3年4月24日（土）指定
	措置区域以外



3 まん延防止等重点措置等の内容

(1) 県民に対して

措置区域	措置区域以外
<p>新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」という）第31条の6第2項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない。
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に、従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している緊急事態措置区域（東京都や大阪府など）との往来を控えるよう強く要請） ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動の自粛 	
<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

(2) 飲食店に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>◇ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>令和3年6月 1日(火) 午前0時から 令和3年〇月〇〇日(〇) 午後12時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容：営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと) <p>◇ 対象：飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)</p>	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <p>◇ 飲食店の営業時間の短縮等</p> <p>令和3年6月 1日(火) 午前0時から 令和3年〇月〇〇日(〇) 午後12時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容：営業時間 午前5時から午後9時まで 酒類提供時間 終日、提供を自粛 (飲酒の機会を設けないこと) ただし、一人、又は同居家族(介助者を含む)のみのグループについては、 午前11時から午後8時まで に限り提供可 <p>◇ 対象：飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)</p>

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 ・ 特措法施行令（以下「令」という）第5条の5に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など） ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛 <p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員への検査勧奨、入場者が密にならないような整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の徹底、マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（既に入場している者の退場も含む）など ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底 など） ・ 手指消毒の呼びかけ

<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底 <p>※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。</p>

<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ

(3) 劇場等、遊興施設等（飲食店以外の令第11条第1項に規定する施設の一部）に対して

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで （イベント開催の場合は午後9時まで） ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 	<p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡超）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。
<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号）</p> <p>※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 入場整理を徹底すること （繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること） 	<p>◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号）</p> <p>※物品販売業を営む店舗等の例：大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） ・ 入場整理を徹底すること （繁忙期の1/2程度の人数を目安とすること）

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。）（第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと）
---	---

措置区域	措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>○ <u>営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで） ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 	<p>その他のお願い</p> <p>○ <u>営業時間の短縮及び人数上限等（床面積1,000㎡以下）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場等（第4号） ◇ 集会場又は公会堂等（第5号） ◇ 展示場等（第6号） ◇ ホテル又は旅館等（集会の用に供する部分に限る）（第8号） ◇ 運動施設又は遊技場等（第9号） ◇ 博物館又は美術館等（第10号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛（飲酒の機会を設けないこと） ・ 人数要件及び収容率等を（5）催物（イベント等）の開催制限と同じとする。

<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第31条の6第1項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。） （第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後8時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 物品販売業を営む店舗等（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） （第7号） ◇ 遊興施設等（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）（第9号又は第11号） ◇ サービス業を営む店舗等（生活必需サービスを除く。） （第12号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間を午後9時まで ・ 酒類の提供を終日、自粛 （飲酒の機会を設けないこと）
---	---

措置区域	措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策の徹底、利用者への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること ・ 入場整理についてホームページ等を通じて広く周知すること 	

<p>その他のお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・ カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の使用自粛

(4) 事業者に対して

措置区域	措置区域以外
<p data-bbox="150 260 658 308">特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p data-bbox="150 316 1037 355">○ クラスターの発生が複数確認されている業界への取組要請</p> <ul data-bbox="197 371 2056 627" style="list-style-type: none">・ 業務遂行上や業務に関連して密になる場面や、多くの人が入りし接触するような場面で感染拡大が懸念される作業所や事務所、寮などに対し、感染防止対策の徹底を図ること。・ サークル活動など集団活動を通じて学生や外国人コミュニティにおけるクラスターが発生していることに鑑み、それらの者を従業員やアルバイト等として雇用している業界においては、特に留意すること・ 業種別ガイドラインや彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底 <p data-bbox="219 659 1621 699">※ 関係団体に対して、クラスター対策をはじめ従業員等への感染防止対策の徹底などを個別に要請</p>	
<p data-bbox="150 754 383 802">その他のお願い</p> <p data-bbox="150 810 506 850">○ 職場等における対策</p> <ul data-bbox="197 866 1637 962" style="list-style-type: none">・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）。在宅勤務・時差出勤の徹底、自転車通勤の推奨（特に、東京都など緊急事態措置区域等への出張を控えることを含め、出勤者数の削減に努めること） <p data-bbox="219 970 1966 1010">※ 経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表するよう依頼</p> <ul data-bbox="197 1042 1189 1201" style="list-style-type: none">・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底・ 職場・寮における感染防止対策の徹底・ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ <p data-bbox="150 1233 349 1273">○ 人流抑制</p> <ul data-bbox="197 1281 1189 1329" style="list-style-type: none">・ 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の推奨	

(5) 催物（イベント等）について

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 又はその他のお願い	
<p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】 5,000人</p> <p>【収容率】 大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることが想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さい方とする。 (ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。)</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛（飲酒の機会を設けないこと）） ※ただし、イベント開催以外の場合、施設利用は午後8時まで 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は、終日自粛（飲酒の機会を設けないこと））</p> <p>○ 感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">業種別ガイドラインや施設ごとに定めた彩の国「新しい生活様式」安心宣言の使用・遵守の徹底、入場整理を徹底すること	

(6) 教育委員会に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第7項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">・ 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請	

(7) 交通事業者に対して

措置区域	措置区域以外
その他のお願い <ul style="list-style-type: none">・ 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な感染防止対策を依頼	

(8) 高齢者施設等に対して

措置区域	措置区域以外
特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none">・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的検査実施計画に基づき、検査を受検することを要請	

4 県主催イベント等及び県有施設の取扱い

措置区域	措置区域以外
<ul style="list-style-type: none">■ 県主催イベント・行事については、原則として、中止又は延期とする。■ 県営公園については、飲食の自粛（単一家族や水分補給は除く）を要請し、駐車場を閉鎖する。■ 県管理河川敷グラウンドなどにある駐車場の利用自粛を依頼する。■ 屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。 <p><感染防止対策></p> <ul style="list-style-type: none">◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。<ul style="list-style-type: none">・ 飲食・飲酒（飲酒の機会を設けないこと）・ 宿泊施設・シャワー等の使用・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為◇ 以下の感染防止対策を徹底する。<ul style="list-style-type: none">・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策。・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県 LINE コロナお知らせシステム）の導入・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守	

新たな措置等の強化パッケージ

資料14-1

現 状

新規陽性者数 ➡ 拡大のペースは鈍化

- しかし**
- 変異株が主流
新たな変異株(インド株)への懸念
 - 厳しい医療提供体制

予断を許さない
状況

より一層の
感染対策の強化が必要

3つのポイント

感染対策の強化パッケージ 3つのポイントで実施

① 人流の
抑 制

② クラスタ
対 策

③ ワクチン
接種体制
の 強 化

新たな措置等の強化パッケージ

① 人流の抑制

○ 飲食店

【営業時間の短縮】

- (例) ・営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛の要請に応じない店舗に対し、
→ **法に基づく要請**を行う (法第31条の6第1項)

【「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」飲食店+(プラス)】

- 新** (例) ・重点措置区域以外の認証を開始 全県展開へ

○ 路上・公園での飲酒自粛

- (例) ・コンビニエンスストアや公園内での自粛張り紙

○ 大規模商業施設の営業時間短縮

- (例) ・重点措置区域内の時間短縮を実施していない主な店舗に対し再度確認

○ 県有施設等の駐車場の閉鎖の拡大やイベント中止

- (例) ・県営公園などの駐車場閉鎖継続
新 ・県管理河川敷グラウンドなどにある**駐車場の利用自粛の依頼**

② クラスター対策

○ 高齢者施設など

- (例) ・施設従事者などへの定期的な検査
新 → **法に基づく受検要請** (法第24条第9項)
・感染対策「優良施設」認証制度の推進

○ 入院医療機関

- 新** (例) ・**入院医療機関へ院内感染予防対策の徹底を依頼**

○ モニタリングPCR検査

- 新** (例) ・主要駅などで行うスポット検査と
会社などの**団体型検査対象事業所**の拡充

○ 学校への要請

- (例) ・修学旅行や家庭における感染防止対策の更なる徹底 (公・私)
・寮や寄宿舎での感染対策の更なる徹底 (私)

○ 関係団体への依頼

- (例) ・経済団体や建設業団体などの関係団体に従業員の感染防止対策の徹底などを依頼
・従業員の現場への移動車両や作業員宿舎での飲食などへの注意

新たな措置等の強化パッケージ

③ ワクチン接種体制の強化

● 接種医療機関に対する財政支援

- ① 時間外・休日の接種費用の上乗せ（2,070円⇒時間外2,800円、休日4,200円）
- ② 市町村の集団接種会場に医師・看護師等を派遣した医療機関の支援
（1人1時間あたり 医師：7,550円、看護師等：2,760円）

● 県による市町村接種の補完 埼玉県高齢者ワクチン接種センターの設置・運営

● 個別接種実施体制の強化

知事から、**県医師会の金井会長**にワクチンの打ち手の確保について協力を依頼

⇒ 休日・時間外の単価増も踏まえて、
かかりつけ医や地域の医療機関等における個別接種について協力のお約束をいただいた

 **埼玉県と埼玉県医師会が協力して、個別接種医療機関の掘り起こしを実施**

→ 掘り起こした医療機関が接種を行うため、市町村に対して、

接種券の早期発送 と ワクチンの移送の管理 をしっかり実施するよう働きかけ

対 応 案

①	感染予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の更なる徹底(体調不良の際は登校させない) ・手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用 ・授業等は十分な感染症対策の下で実施 ・食事中の会話禁止(会話は食事後にマスク付けてから) <p>※県養護教諭会と連携した感染防止対策集作成</p>
②	登下校時の3密の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・電車及びバス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施
③	修学旅行等の泊を伴う校外行事	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断 <p>・感染防止対策の更なる徹底 ※ 事前・旅行中の健康管理の徹底 ※ 食事・宿泊時等の対策の徹底</p>
④	児童生徒の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対し、改めて適切な対応を指導 ・相談窓口の周知徹底
⑤	家庭へのお願い	規則正しい生活習慣の徹底、不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅、会食等の自粛など

⑥ 部活内感染防止の取組

➤ 初発対応の強化による拡大防止の徹底

陽性者発生時の学校に対する早期介入・支援

➤ 専門家の学校訪問による感染防止対策の支援・助言

県内各学校へのフィードバック 各学校における実効性のある対策強化

➤ 更衣場面・下校時等部活動以外における感染防止の行動を徹底

➤ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は行わない

➤ 家庭における感染防止対策の更なる徹底

活動日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
平日2日以内 90分程度	禁止	禁止

※対外運動競技大会・コンクール等に出場する場合は、怪我・事故防止の観点から、県の部活動方針に基づく活動を大会等14日前から認める。

※必要に応じて熱中症事故防止の観点による上記に加えた活動日を試行。

病床確保計画の見直しについて

○3月24日付け国事務連絡「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づき、病床確保計画を次のとおり見直した。

(1) フェーズⅣ(最大確保病床)の上乗せ 及び 『感染者急増時』 の設定

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ
病床数合計	140	600	1,000	1,400
重症	20	90	150	200
その他	120	510	850	1,200



変更後

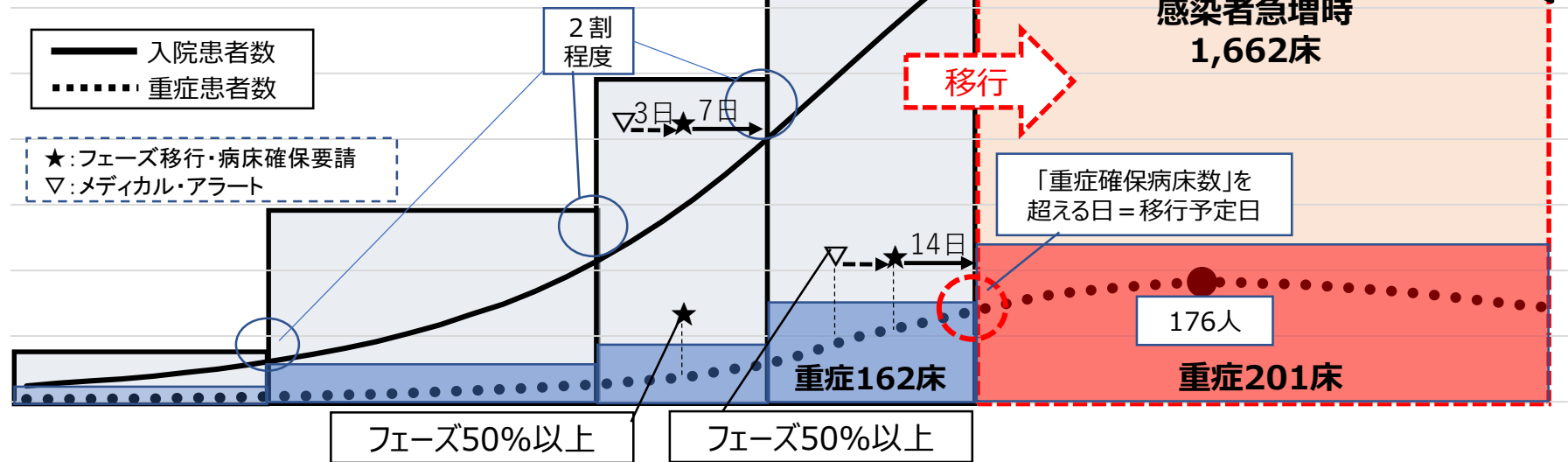
	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
病床数合計	140	600	1,000	1,646	1,662
重症	20	90	150	162	201
その他	120	510	850	1,484	1,461

感染者急増時の病床の要請等について

フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
-------	-------	-------	-------	--------

【感染者急増時の対応】

- ・重症患者数を指標とする。
- ・「フェーズⅣ(最大確保病床)の重症病床数を超える日」を移行予定日とし、その14日前を要請予定日とする。
- ・重症病床利用率50%以上となった日以降、急激な感染者増に備えるため、メディカル・アラートを発出する。
- ・中等症、軽症病床も同時に移行する。



宿泊療養施設確保計画の見直しについて

資料 17

○ 3月24日付け国事務連絡「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づき、宿泊療養施設確保計画を次のとおり見直した。

変更前

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ
受入室数合計	522	1,045	1,450
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上



変更後

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
受入室数合計	522	1,045	1,450	1,986	2,523
移行要件	-	宿泊療養者 150人以上	宿泊療養者 300人以上	宿泊療養者 450人以上	※

※病床確保計画における「感染者急増時」の体制への移行に合わせて、宿泊療養施設も感染者急増時の体制へ移行できるよう確保に努める。

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議 経済委員会

資料 18

新たに埼玉県新型コロナウイルス専門家会議に加わった4名の経済委員に、これまで県が実施してきた経済・雇用施策の評価について意見交換を行うとともに、効果的な支援施策を展開するための提言をいただく。

出席者

(1) 委員

池田 一義 (一社) 埼玉県商工会議所連合会 会長
三村 喜宏 埼玉県商工会連合会 会長
伊藤 光男 埼玉県中小企業団体中央会 会長
近藤 嘉 日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長

(2) 県

大野 元裕 埼玉県知事
板東 博之 埼玉県産業労働部長

開催時期

(1) 第1回 6月 2日 (水) 9:30~11:00

(2) 第2回 調整中

開催場所

庁議室

内容

(1) 第1回

これまで県が新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた中小企業支援施策や雇用施策に関する評価についての意見交換

(2) 第2回

今後の効果的な支援施策の立案に向けた、御提案と意見交換